

ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾 交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民をはじめ長野県内在住者の宿泊利用及び観光消費を促進し、観光、飲食、物販等に幅広い経済波及効果を生み出すことを目的として、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大により業績が著しく落ち込んでいる市内の宿泊施設、飲食店事業者及び観光事業者に対し、ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾（以下「宿泊助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設のうち、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業をいう。ただし、従業員等の福利厚生を目的とする保養所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。
- (2) 宿泊事業者 宿泊施設において旅館業を営む者をいう。
- (3) 住宅宿泊施設 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅をいう。
- (4) 住宅宿泊事業者 住宅宿泊施設において住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者をいう。
- (5) 観光事業者 主に観光客に対して商品やサービスを提供する市内の事業者または（一社）ちの観光まちづくり推進機構会員（以下「推進機構会員」という。）であって、市内に店舗を保有する者。
- (6) 飲食店事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により飲食店営業の許可を受け、かつ、日本標準産業分類に定める分類表における中分類76（飲食店）を市内において営む者または推進機構会員をいう。ただし、チェーンストア（11以上の店舗を直接経営している同一法人が営む店舗をいう。）を除く。
- (7) 宿泊料金 宿泊に係る基本宿泊料及びサービス料をいい、消費税及び入湯税を含むものとする。

(事業内容)

第3条 ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾事業は、長野県に居住する者の宿泊旅行代金の割引及び地域で使用できる観光クーポンを提供することに

よる飲食店事業者及び観光事業者等の利用料金の割引を実施するものとする。

(交付対象者)

第4条 支援の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、交付対象者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、または茅野あんしん認証の認定を受け、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宿泊事業者又は住宅宿泊事業者であつて、宿泊施設又は住宅宿泊施設において令和3年7月1日以前から当該事業を営むものとする。
 - (2) 主に観光客が利用する観光事業者または飲食店事業者であり、当該観光クーポンを使って料金精算ができる者。また飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。（以下、本号の事業者は「クーポン対象事業者」という。）
 - (3) ただし、第1項の規定にかかわらず、飲食店に限り茅野あんしん認証EATの認定を受けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員については交付対象としない。

(宿泊助成金対象施設の認定)

第5条 宿泊助成金の交付を受けようとする交付対象者は、あらかじめ、宿泊事業者はちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾対象施設認定申請書（様式第1号の1）を、クーポン対象事業者は、ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾対象施設認定申請書（クーポン対象事業者用）（様式第1号の2）を、認定を受けようとする施設ごとに理事長に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、宿泊助成金対象施設として認定することを決定したときは、当該申請者にちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾対象施設認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(宿泊助成金対象経費及び宿泊助成金の額)

第6条 宿泊助成金対象経費及び宿泊助成金の額は、前条第2項の規定により認定を受けた宿泊助成金対象施設の長野県に居住する者の宿泊料金及び追加料金等の総額から宿泊事業者又は住宅宿泊事業者が割引を行った額（以下「宿泊割引」という。）とする。この場合において、1人1泊の宿泊料金が2,000円に満たない宿泊料金は、宿泊助成金の額の算定に含めないものとし、1人1泊当たりの宿泊助

成金の額は、2,000円を上限とする。

- 2 観光クーポンについては、前項の割引を適用した宿泊一人1泊当たり1,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、1施設当たりの宿泊助成金の額は、1,000万円を上限とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

(宿泊助成金対象期間)

第7条 宿泊助成金対象期間は、令和3年7月16日のチェックイン以後の宿泊から令和3年9月30日のチェックアウトまでの宿泊とする。ただし、今後の感染状況によっては、対象期間を見直すことがあるものとする。

(観光クーポン利用)

第8条 本事業の観光クーポンの対象期間は、令和3年7月16日から令和3年12月31日までとする。

- 2 観光クーポンの利用は、支払額の50%以内での利用のみ可能とする。
- 3 宿泊施設から、宿泊割引を適用した者に観光クーポンを提供することとする。なお、その際には、宿泊施設名を観光クーポンに明記した上で、提供することとする。
- 4 宿泊施設の名前の記載がないクーポン券については、無効とする。
- 5 対象期間が過ぎた観光クーポンについては、無効とし、対象事業者が誤って受け取った場合、換金できないものとする。
- 6 観光クーポン券は、クーポンを発行した宿泊施設と同一施設内のクーポン対象事業者では利用できないものとし、誤って収受した場合、換金できないものとする。

(宿泊助成金交付の条件)

第9条 宿泊助成金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊事業者又は住宅宿泊事業者は宿泊割引を受ける個人又は団体ごとにちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾利用承諾書(様式第3号)の提出を受けること。この場合において、長野県に居住していることを確認するため居住地を証明する書類の提示を受けるものとする。
- (2) 業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策等を行うこと。

(交付申請等)

第10条 第4条第2項の認定を受けた者が宿泊助成金の交付を受けようとするときは、次の関係書類を添えてちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾交付申請(実績報告)書兼請求書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

- (1) 宿泊助成金内訳明細書

- (2) 前条第1号の規定により提出を受けたちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾利用承諾書
 - (3) 宿泊割引を受ける個人又は団体ごとの宿泊料金の内訳が分かる請求明細書又は領収書等の写し
- 2 クーポン対象事業者においては、観光クーポン換金用伝票（様式第5号）及び利用済み観光クーポン（原本）を理事長に提出するものとする。
 - 3 前項の申請は、令和4年2月28日までに行わなければならない。

（交付決定）

- 第11条 理事長は、ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾交付申請（実績報告）書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、交付を行うことを決定したときはちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、交付を行わないことを決定したときはちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金第2弾不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 2 クーポン対象事業者においては、前条第2項に規定する観光クーポン換金用伝票の提出時に押印する事務局の印鑑をもって交付を行うことを決定する。

（交付決定の取消し等）

- 第12条 理事長は、宿泊助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により宿泊助成金の交付を受けたときは、宿泊助成金の交付の決定を取り消すものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により宿泊助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る宿泊助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（補則）

- 第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に宿泊助成金の交付を受けた者における第12条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。